

自己判定方式について

【自己判定方式とは】

申請者が準半壊に至らない被害（家屋全体の損害割合が10%未満）であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から準半壊に至らないとなることが一見して明らかに判定できる場合に、申請者の同意を得たうえで罹災証明書を交付できる仕組みのことです。

通常の家屋被害認定調査を省略するため、**比較的早く罹災証明書の交付が可能**となります。

ただし、現地調査の必要が生じた場合には、調査にお伺いすることがあります。

【準半壊に至らない（一部損壊）の一例】

床下浸水、瓦など屋根の一部が破損、庇（ひさし）の破損、外壁の一部にひび割れ、窓ガラスの破損 等

【申請方法】

罹災証明申請書の「自己判定調査同意欄」の「□」にレ点を付してください。

【必要書類】

1. 罹災証明申請書

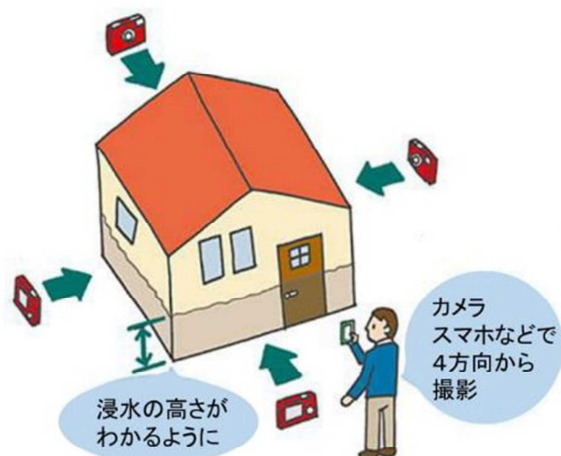
2. 本人確認書類

3. 被害の程度・状況が分かる書類等

ア. 建物の全景写真（4方向全て） イ. 表札の写真 ウ. 被害箇所全ての写真

エ. 水害の場合、メジャーなどをあてて浸水深が分かる写真

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



（内閣府：住まいが被害を受けたとき最初にする事）参照

https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/howto_takeaphoto.pdf